

ドイツにおける国家と宗教

—EU諸国にも言及しつつ—

倉松 功

はじめに——ヨーロッパにおける

国家と宗教との三つのタイプ

三つのタイプというものは、Ralph Ghabban の論文の中

に出てくるものです。彼はイスラム教徒で、ベルリン自由大学でイスラム学研究をしながら、ベルリンのプロテстанトとカトリックそれぞれの専門大学でイスラム学を教えている人です。ヨーロッパにおけるイスラム教徒を中心に、人口移動問題の研究をしているということです。彼が、ドイツ人の政治教育のためのド

イツ共和国連邦中央事務局資料の中に『ヨーロッパにおける国家と宗教の比較——イギリス、フランス、オランダ』という論文を書いておりますが、その中でこういう分け方をしております。

1. 分離型、これはライシテ (laïcité) です。フランス、アイルランド、ベルギー、オランダの政教分離を考えているのですが、実は2、3の型においても各々政教分離がなされているわけですので、こういう分け方が良いのかどうかという異論もあるでしょうけれども、ただ面白い分け方だと思いました。

2. 政教条約・協定型・Konkordatを政教条約と訳しましたが、政教協定と訳している人もあるかもしれません。ここでは政教条約と訳してVertrag（政教協定）と区別してみました。それらはドイツの場合連邦政府によつて承認されたカトリックとプロテスチアントが結んでいる条約や協定によつて政治と宗教の関わりを表明している州の法律を意味します。政教条約あるいは政教協定によるタイプは、ドイツ、スペイン、イタリアとなつておりますが、それぞれの細かい違いは個別に検討しなければなりません。

3. 統一型は、国家元首が教会の首長でもあるといふものです。ノルウェー、デンマーク、イギリス、二〇〇〇年までのスエーデンなどがこれに入るとしています。こういう分け方に沿うと、少なくとも政教条約とか政教協定の言葉のもとでドイツを理解するのはそれなりに理解しやすいと思います。

含されるそれぞれの領邦教会とそれに準ずる教会が当該州政府と協定を結んで明確にするようにした制度を踏襲しました。カトリックにおいては、それ以前にあつた政教条約が修正されて踏襲され、それによつて規定されることになりました。第二次世界大戦後は、さらに東独崩壊後もワيمアル憲法の政教関係部分はそのままそれを継承した基本法に基づいて、全ドイツが同じような形でこの基本法が規定するものを具体化することになったのです。

そして、福音主義の場合、プロテスチアントの政教協定はハノーファー近くのロッフェムで結ばれた「ロッフェム協定」が一つの模範になつています。そのニーダーザクセン州のLandeskirche（領邦教会）とニーダーザクセン州とのロッフェム協定が模範になつてゐるだけでなく、現在このニーダーザクセンの州当局と領邦教会が結んでいる協定が新しく論争になつて、やつとつい最近それが決着したということもありますので、この州を例として後ほど詳しくみてみたいと思います。

さて、ドイツの基本法ですが、第一条が人間の尊厳

本論 I ドイツにおける国家と宗教の基本原理

この点は何よりもドイツ連邦共和国基本法（以下、基本法と略す）に、基本的な考え方がよく出ています。私は、政治と宗教、国家と宗教というときに、具体的にはどういうところが問題になるかというと、公立学校における宗教教育と教会税という、この二つがドイツの場合は中心的な問題ではないかと思つたものですから、今日はそれらを中心にドイツを具体的なケース・スタディーという形にして話を進めたいと思います。

その他、ドイツでは兵士牧会・従軍牧師があります。受刑者訪問とか公立の大学の神学部というのも国家と教会の関係の具体的な接点になります。更に、社会活動や慈善事業などにも見られます。

いずれにしても、そういう事柄を基本的に枠組みづけているのが基本法です。基本法は、一九一九年ワイメール憲法が領邦教会を国教会とするのを止め、国教制度を廃止し、国家と教会との関係を、州の中に包

から始まつております。これをなぜ紹介するかといふますと、実はドイツの基本法というのは、戦後の出発においてナチスの反省もあるでしょうか、そしてワイメール憲法が先駆としてあつたこともあるでしょうが、私の知る限りで、現代世界で流布している憲法の中では、一番整合性がとれている、ないしは私の価値観からみて一番組織的・神学的であると思います。

前述のように第一条にまず人間の尊嚴があります。

「人間の尊嚴は不可侵である。」と記されています。その次に基本的人権が出てくるという構造です。つまり、憲法の中で、第一条の一に人間の尊嚴が、次にそれとの関連で、第一条の二として基本的人権が出てくる構造は、フィロソフィカルといいますか、思想的にみれば組織的であります。さらに神学的だといつてよいと思います。なぜならば、基本的人権というのは、人間の尊嚴があつてそれを保障する人権ということで裏付けられるわけで、尊嚴を裏付ける人権ということが考えられているからです。また尊嚴を欠く基本的人権は裏付け・根拠のない人権論といえるでしょう。そういう

うふうに考えることができる構造です。そして、キリスト教の立場から言いますと、人間の尊厳というのは自然法、つまり神の創造ないしは創造の秩序の中で出てくる考え方でありますので、全ての人間に行き渡る一般恩寵ということになります。一般恩寵として基礎づけられる人間の尊嚴のゆえに基本的人権が出てくる

という構造になっています。そして、基本的人権の展開として、良心および信条の自由とか、法の前の平等とかが規定されています。この構造が非常に整っています。日本の憲法と比べますと、同じ戦後でありながら、日本の場合には天皇と国家から始まつており、ドイツのような構造まで考えついてはいません。(因みに日本国憲法には国連の世界人権宣言にあるような人間の尊嚴についての言及は皆無です。教育基本法で初めて人間の尊嚴が出てきます)。余談ですが、日本国憲法改正ということがあるならば、この構造から変えてもらいたいというのが切なる願いがあります。

もう一度ドイツ連邦共和国基本法に帰ります。第一条が人間の尊嚴であり、「人間の尊嚴は不可侵である。

優先することを前提にしたもので。このように思想的に、組織的にきちんと整つているのは、わが国の憲法には見られない、ドイツ憲法の特色でしょう。

「(二) 宗教教育は、宗派にかかわりのない学校(いわゆる非宗教的、世界観学校)を除いて、公立学校においては正規の授業科目である。」これがワイマール憲法を踏襲して、宗教教育を公立学校の正規の授業科目にしている根拠です。ドイツ憲法の特徴的なところであろうと思います。

(四) 私立学校を設立する権利が保護者にあるといふことも規定されています。それから、一三六条といふのがありますが、これ以下はワイマール憲法を踏襲したところです。

一三七条が国家と宗教に関連するところで、「(一) 国教会は存在しない。」これはワイマール憲法が明確にしたところを、そのまま踏襲したものです。「(二) 宗教団体を結成する自由は、これを保障する。」「(三) 各宗教団体は、全ての人に適用される法律の範囲内で、その事務を独立して処理し管理する。」つまり、宗教団

これを尊重し、かつ保護することは、すべての国家の責務である。それゆえに (darum)、ドイツ国民は、世界のすべての人間共同体、平和および正義の基礎として、不可侵にして譲り渡すことのできない人権 (Menschenrechte) を信奉する。」このように人間の尊厳と権利の関係が明確にされております。

それから、第七条に学校制度、宗教教育があります。これは今日のテーマにとって非常に重要なことです。なぜならそれが国家と宗教の基本的な具体的接点の問題になつてゐるからです。

「第七条の (二) 教育権者は、子供を宗教教育に参加させることについて決定する権利を有する。」つまり、親には子供を宗教教育に参加させる決定権がある。これは第六条の、子供の教育の優先権は両親にある、を受けています。これも自然権、いわゆる一般恩寵ですけれども、そういうのが第六条にあり、それを受けて、教育権者は子供を宗教教育に参加させることについて決定する権利を有すると出てきています。この構造は、両親の教育権が国家の子供に対する教育の権利に

体の独立性ということが明確にされています。「宗教団体は、国または市民的自治体の協力を受けることなくその役職を付与する。」「(四) 宗教団体は、民法の一般規定により権利能力を取得する。」このような次第で結社の自由ということが、特に宗教団体やある世界観を共同で奨励することを使命としている団体によって、小社会の設立が自由になるという、文字通り価値多元社会を形成する法的根拠が明確になっていると思います。

一三七条の (六) ですが、「公法上の団体たる宗教団体は、市民的租税台帳に基づき、州の法の規定の基準にしたがつて、課税する権利を有する。」これがいわゆる教会税を定めたものです。教会税を設定する権利を教会が持つていてるという根拠になつていています。これが今日におきましても広くドイツで踏襲されているわけです。しかし、今日はニーダーザクセン州のみならずブランデンブルク州においても、特にブランデンブルク州の場合には、カールスルーエの憲法裁判所でやつと決着がついたというような教会税に関しては問題が

8 1/2" x 11"

これらのこととが、基本法とワイマール憲法によつて、ドイツにおける国家と宗教、特に宗教教育と教会税がどういうふうに基礎づけられてゐるかといふことです。

II
宗教教育

次に、今申しました憲法上の規定によつて現在の問題として起つてゐる二ーダー・ザクセン州の宗教教育を取り上げてみたいと思ひます。

ドイツ各州の法規定の大半において、学校教育法はあるいは州教育法に規定されています。即ち、ドイツ共和国連邦基本法に記すのは第七条のみです。そしてこの第七条は、基本法第四条の（一）「学校教育は州の文化教育権（Kulturhoheit）の下にある。」を受けています。

既述のように、宗教教育は他の教科と同様、正課として国家（基本法）によつて保障されていました。しかし、一九九三年になつて正課の教科としての宗教教育に代わるものとして *Werte u. Normen*（諸価値と諸規範）

教育を受けさせるか、受けさせないかの選択権があります。これは先ほど説明した基本法に基づいて、そういう規定が州と教会との協定としてできており、生徒全員の強制的義務の正課ではなくなっていました。他方、子供が十四歳になると自分で正課としての宗教教育を受けるか受けないか、決めることがあります。ところが正課としての宗教教育を選択しない子供にとって、正課としての宗教教育に代わるもの（代替科目）はなかつたのです。これまでには領邦教会が行なう宗教教育だけでしたから、教会離脱の人々の間では不満が起つていていたこともあります。

議論がなされていきます。これはつまり子供の自由な選択権を一年早めるという議論が起つてゐるところです。

が導入されました。そこで宗教教育が諸価値と諸規範と代替にされたということになりました。そして、その諸価値と諸規範がこれまでの宗教教育科目と同様にAbitur（高校卒業——大学入学——資格）を取得しうる科目となりました。これは、公教育における宗教の多元性の導入、教会側にとつては特権の喪失という大きな変化を意味します。諸価値と諸規範というのは、現在ドイツの社会で一般化している価値、考え方と規範、あるいは哲学的、世界観的、宗教的問題に近づくための媒介となつてゐるもののことです。そして、ギムナジウムの上級生、実業専門ギムナジウム、夜間ギムナジウム及びカレッジで専攻者が一番多く選ぶ正課になつています。諸価値と諸規範がそれだけ一般受けしていふということになります。それには教会からの離反者が多くなつてゐるという背景があります。また「諸価値・諸規範」の科目の選択者が多いので、その科目の教師になるための養成教育が緊急の課題となつております。また教師の補充が追いつかなくなつてゐるようです。その前提として、子供が十三歳までは親に子供にどの宗教

自由宗教団体)である Landesgemeinschaft Niedersachsen (ニーダーザクセンの自由宗教団) も Religionskunde ルジケンスコウトを課目を代替教科として置いていました。これは宗教知識ですが、宗教教育の発展として比較的なじみやすかつたという点がありました。それがさらに発展して諸価値と諸規範というふうになつたのですから、それ迄宗教教育を独占的に行ってきましたカトリックとプロテスタンントの領邦教会は宗教教育の後退になつたと考えました。

他方一九六八年代の教会批判運動に伴う教会離脱や、宗教教育非登録の増大に直面して、新旧両派の教会は、Religionsflüchter（教会離脱者）のために Religionskunddienst als Ersatzfach zu Religion（キリスト教に代わる宗教知識といふ科目）の他に、既述の宗教教育の選択科目 Werte u. Normen（諸価値と諸規範）を提案し、それが州当局に承認されておりました。そこで、宗教教育、宗教知識、諸

州の費用に基づく宗教教育あるいはそれに対応するような諸価値、諸規範の教育をすることができるようになりましたということになります。次にもう一つ、宗教教育について最近の例を紹介したいと思います。

「ランデンブルク州の宗教教育」

ベルリン・ブランデンブルク領邦教会に関係することです。この州で東西統一後十年続いた宗教教育をめぐる議論が二〇〇二年十月三十一日のカールスルーエの連邦憲法裁判所の判決で決着をみました。それはどういう問題だったかというと、新旧両派の百十三の両親とその子供達の訴えに基づいて、連邦議会における超党派議員たちによって起されたものでした。訴訟の直接の契機は、ブランデンブルク州に一九九六年、これまでの新旧両派の教会による宗教教育 Religionsunterricht (RU) に代わって LER (Lebensgestaltung (生き方) - Ethik (倫理) - Religionskunde (宗教知識)) とこう世界観的に中立の立場の正課科目を導入したことに原因がありました。この LER の導入によって、これまでの

めて基本法の主旨に合致するようないふたことが行われたといふことになつたと聞えるかも知れません。

III 教会税 (Kirchensteuer)

ドイツ共和国連邦基本法では一九一八年八月十一日 Weimarer Verfassung (ワイメアール憲法) の宗教税規定：第一三六～一三九条、及び同一四一条をそのまま第二次世界大戦後も踏襲しました。そのワイメアール憲法一三七条⑥⑦によつて、公法上の団体たる宗教団体と一つの世界觀を共同で育成することを使命とする団体とは市民租税台帳に基づき、州法 (Landesrecht, Land Law) の規定に従つて租税を徴収する権利を有すると述べられているように、州法によつて徵税権を有してしまふ。ハイデルベルク周辺は Baden-Württemberg 州に属しています。その州法ではこの法律によつて、教会税、あるいはそれに相当する税を徴収してしまふ。その税取扱は Diozöse と Landeskirche (同教区と領邦教会) で、個々の教会ではありません。

Rheinland-Pfalz 州ではユニテリアンといわれるキリスト

両派のキリスト教の独占的教科であった宗教教育 (RU) も廃止され、この LER に統合されてしまおうといふことになつたのです。それで父母、領邦教会が提訴したということがあります。それが二〇〇一年十月三十一日の判決で LER も存続させる、つまり認めるに同時に、それに統合されようとしていた宗教教育も同時に元の位置に戻すようにと連邦憲法裁判所は勧告したのです。ブランデンブルク州の場合には、「生き方と倫理と宗教知識」という科目の中に宗教教育も含むことに対する反対であったわけですが、前述のように、判決で LER も存続させると同時に宗教教育も元の位置になる、この並存ということになつて、そこで落ち着いたといふことになります。ところが、ブランデンブルク州の一〇〇二年一月三十一日の時点での統計では、生徒の 110% が新教徒、カトリックは 4% であります。ですから、それまで宗教教育を受けていた数は四人に一人という状況ですから、特權でもあつたといふことはなります。それでこういふうになつたといふことは、ある意味では親の子供に対する (宗教) 教育決定権を含みます。

トを神と認めないグループも教会税を納めその配分を受けています。ユリテリアンが教会税を納めているのはドイツではこの州だけのようです。その他 Freireligiöse Landesgemeinde Baden (自由宗教団体)、この団体はバーデン・ヴュルテンブルク州の他、ヘッセンとラインラント・プファルツの三つの州で教会税の恩典を得てゐるようです。

教会税の由来を簡単に説明しますと、旧約聖書のレビ記七章「土地から取れる収穫量の一〇分の一は穀物であれ、果実であれ、主のものである。」つまり、神のものである。同じくレビ記の一十七章には「牛や羊についてでは牧者の杖の下をくぐる十頭目の中はすべて聖なるもので主に属する。」この一〇分の一と十頭目とは違うのです。一〇分の一になりますと、納めたくなつては牧者の杖の下をくぐる十頭目の中はすべて聖なるもので主に属する。この一〇分の一と十頭目とは違つたのです。十頭目といふいものを混入することができますが、十頭目といふいものとになると、それができにくくなります。新約聖書の中でも一〇分の一税といふものを納めるようになつてゐます。

世俗化され、七九九年カール大帝の法令によつて実施されました。遅くともカール大帝の時代から、すべての世俗的 土地所有者と修道院を含む宗教的 土地所有者は家畜、収穫物、果物、バター、ワインなどを聖書の名稱にしたがつて十番目のもの、あるいは第十のもの Zehnt tenth (あるいは分量的に一〇分の一税) を領主に納めました。それを分配し、教会のために使用したわけです。十三世紀以降は「十番目の義務」も一〇分の一税として金銭によつて納めることが可能となりました。一〇分の一税は宗教改革の時代においても変わりませんでした。例えば農民戦争期の文書によるとその辺の事情が明らかです。農民の十二箇条は一〇分の一税が旧約聖書において定められ、新約聖書において存在していたものとしています。その徵収の仕方は、一〇分の一税を地区教会で指名された教区財産管理人が集めていきます。その後村全体の意志によつてひとりの牧師に提供し、彼とその家族の扶養費に当て、残りは同じ村の貧窮者に付与されること、なお残りがあれば貧

とは、ルターと農民戦争との関係を学ぶ者にとつては注目すべきでしよう。農奴であつた農民も参加して市町全体の共同体の教会政治的、財政的自立を考えられてゐるからです。

教会税を廃止したり、その実施に変化が起こつたのはフランス革命とワイマール憲法です。二〇〇四年の教会税の実施状況、現在教会税がどのように実施されているかですが、一家族が納めるすべての税金の総額の八%か九%、九%が多いようです。これが教会税の基準です。その次は自己申告者、その場合には課税対象になる収入の三・三%～三・五%、三%あるいは三・七五%～四%というふうになつております。

のどれかによつて教会税を納めております。

附 ドイツ以外のEU諸国における教会税

いうふうになつております。
その次は特別な教会税で、教派の違う、例えばカト
リックとプロテスタントと教派を超えて結婚した場合
には、結婚税というものを納めます。最低が九十六ユ
ーロ、最高が三千六百ユーロでざいぶん差があります。
これは結婚したときに収めるものです。このようなこ
とが教会税の現状ということです。

まず、ベルギー及びギリシャですが、国からの支給に直接依存しています。そして、ベルギーでは教会は国家からの給付金と寄付金で賄われています。ギリシャでは、他宗教の自由を認めながらも、一八三三年以降ギリシャ正教会に国家教会として国が聖職者の俸給等を支払っています。

困者が出ていたとき村を去らずにすむように蓄えておくとか、領邦税を課さずにするよう支弁しています。この点は、農民の十二箇条に出てくるもので、その点は中世時代のものとは違うようです。つまり、個々の教会に一〇分の一税を納めると出ていますが、これは中世にはなかつたわけです。この点については、それは行き過ぎだということで、ルターは反対をしています。すなわち、ルターは教会の財政的自立のために共同基金とその規定 (Gemeindekasten u Kastenordnung) を定めました。その共同基金の財源には永代小作料、地主権、渡河料金、寄付金等が与えられることになつていました。その財源によつて、牧師、教師、会堂、学校、牧師館等のため、また貧しい者や老人、孤児などのために支出されるべきでありました。その共同基金を管理するのが長老たち (Vorsteher=Presbyter) でありました。金庫の鍵は、貴族、参事會、市民、市外の農民が平等に一つずつ持つていました。しかし、この制度はうまく機能しませんでした。機能しなかつたけれども、こういう教会の財源にルターが最初に気づいたというこ

イギリスですが、イングランドでは国教会が王を首長に頂き、教会規則は議会の同意を必要とします。スコットランドでは長老派が国家教会の地位を占め、ウェールズでは一九九〇年以降国家と教会は分離、全ての教会が特定の条件の下に寄付金収入から所得税の軽減を受け、慈善教会税として支給されています。イングランドでは教会の教職者が公文書官として勤務して収入を得ている場合もある、といふことです。

ポルトガル、デンマーク、フランスですが、フランスは国家と教会の決定的な分離は一九〇一～〇五年の間に遂行されました。特に一九〇五年十二月九日の国教会の廃止に伴つていろいろな処置が実施されています。一八〇一年、ナポレオンは政教協約を通告し、それによつて教会の財政は乏しくなりましたが、国家から独立しました。一九九六年、クロヴィス王受洗（改宗）の千五百周年記念大会に教皇の訪仏、翌年にはカトリック青年世界大会をフランスで開催するなど、今なおフランスはカトリックにとって重要な国家です。西ヨーロッパではドイツの一・五倍の面積を有しますが、

賄いきれず、直接国家から教会に一般税として組み込んでいるようですが、財政不足が生じているようです。イスは、州毎に教会と国家の関係が規定されています。教会の主要な収入源は、ドイツ、デンマークと同様に教会税。徴収方法は州毎に異なっています。

フィンランド及びスウェーデン フィンランドでは人口の九二%がルター派国教会に属し、教会が戸籍を管理。教会税は収入の一～二%。企業もまた納税義務を負っています。

スウェーデンでは、人口の九〇%がルター派国家教会に属し、名的に国王を首長に頂いていました。収入の平均一・二五%が教会税として、国家の役所や地方公共団体が国税と一緒に徴収。ルター派の成員ではなくとも公共事業への関与費として上記教会税の三〇%を支払っていました。この税制が二〇〇〇年の国教会改革の結果教会負担金制度 (Kirchenbeitragsystem) に代わりました。それによつて国教会は廃止されたわけです。しかし、教会負担金は国税官庁が徴収し、生じ得る欠損は国から補助金が与えられることになつています。

人口は約六千百万、約八〇%がカトリック、その中一四%がアクティブ、五%のモスレム、プロテスチアントとユダヤ教徒は少数グループで、教会税はなく、公立学校では宗教の時間はありません。カトリック教会の収入の七五%が募金・寄付金、二五%が自発的な「礼拝税」。これはドイツ語の *Kultussteuer*、もう一つ *Kulturstuer* というのがあるのですが、後者は文化教育税といわれて、ドイツの場合教会税を文化教育税に統一したらどうかという動きもあるようです。フランスでは募金・寄付金・礼拝費だけでは不十分なので司祭が副業に従事しています。教会の建物は国有で国家が自由に使用できるようです。

イタリア、スペインの教会は税収によって維持されています。納税者がその税金を教会か社会施設に当てる選択権があります。その税は礼拝税と呼ばれます。すなわち *Kultussteuer* です。

イタリアでは国家と教会の三年毎の交渉で、所得税の何%が教会ないし他の目的に振り向けられるのか決定されます。スペインの教会は、教会税収入では

ます。

おわりに

なお最後に R・グハーデバンの EUU とフランスについてのレポートによりますと、「EUU は EUU の憲法と各国の憲法によれば教会と国家の関係は三つの点が共通している。それは宗教の自由と国家の中立性と国家と宗教の協同 (cooperation) である。」といつています。

国家の中立性といふところはどんなことをいついるかといいますと、簡単なことですけれども、「国家は宗教的な問題を取り扱う資格がなく、それを自制する、したがつて中立を維持する」ということ、そして宗教団体については宗教的な権限を承認せねばならず、それが宗教集団に対して宗教問題における自立性を認めることだ」ということです。三番目の国家と宗教団体との協力ですが、どういうことが共通しているかといふと、「国家と宗教教団・集団の協力は全てのヨーロッパ諸国におけるルールである。それは選択的な性質によって特徴づけられる。国家的な財政援助の認可、国家

的なメディアとの協定、会議に参加すること、国立・公立学校での宗教教育は全ての集団あるいは世界観の教団にも可能などという状況の中でどれが選ばれているか、その選択によって区分される。」ということです。

フランスに関しては、大きく三つばかりのことがいわれております。特にイスラム教徒にふれているわけですが、八〇%がカトリックで、イスラム教徒は四百万人おり、イスラム教徒はカトリックに次ぐ一大宗教団体であるということです。そのカトリック教会がイスラム教に好意的であったから、イスラム原理主義がそれに勢いを得て盛んになつてきました。しかし、それは好意的であつたということであつて、カトリック教会の勢力が弱まつたとか力がなくなつたということではないにも拘らず、それをイスラム教徒は誤解していたというようなことが論じられております。いずれにしても、カトリック教会の態度は政教分離を実質的に推進した、そして他宗教に対して共同生活が可能である道を開いたという結論をしております。

あり方についての一つの提言として首肯できるように思います。ドイツの諸州の中では、イスラム教徒以外に対しては、そのような形態が不完全ではあるが取られつつあるように見えることは、お話を通りです。

(くらまつ いさお／東北学院学院長)

最後にこういう事を書いております。

フランスを以下のところ動かしている問題は、どの程度、政教分離体制がすべての宗教に対してもそのままオープンに開かれたままなのであるか、それとも、他の宗教共同体と同列化の途上にあつての仮の保障として、イスラム教徒に対しては例外的に一種の宗教協約を提起すべきなのではなかろうか。換言すれば、政教分離はもはやイスラム教徒を無視できなくなつているというのです。

かつてはカトリックに対して政教分離をしたわけですけれども、そのカトリックに対する政教分離の仕方を他の宗教に対しても実行しなければならないという結果にはなつてている。だから、そうあつてもらいたいというのが、ベルリンにあるプロテスタントとカトリックそれぞれの神学専門大学のイスラム学の教授をしているグハーハードバンの意見です。彼は、『ヨーロッパにおける国家と宗教の比較』の結びでそういうおります。

この結論は、価値多元の自由なデモクラシー社会の

昨年十一月、創価学会版「法華經写本シリーズ5」として、拙著『東京大学総合図書館所蔵 梵文法華經写本(No.414)——ローマ字版』(通称T-8)が出版された。いま筆者は、梵文法華經の校訂本(通称「南條・ケルン本」)の底本となつた英國王立アジア協会所蔵の紙写本(通称R)のローマ字化を進めている。これは、故戸田宏文先生(徳島大学名誉教授)が「T-8のつぎはRを」と言われた目標である。

「南條・ケルン本」は、Rを土台に、T-8など異なる系統の七種類の写本を参考し、つなぎ合わせた「合成テキスト」である。Rのローマ字化が完成すれば、「南條・ケルン本」の文献学的な諸問題(本文と脚注の読みの問題、写本間の系統の問題等々)を、抽象的な指摘や、抽出された部分的なテキストの検証という手段のみによらず、四八七ページを超えるテキスト全体の視点から、厳密に解説するための基礎資料を提供することになる。これは、梵文法華經の新たな校訂本への準備段階の一つとして避けることができない行程である。

小窓晴明 サンクトペテルブルクにて

さて、筆者は八月に創価学会版「法華經展」の開催と、モスクワでのICANAS(国際アジア・北アフリカ研究会議)への参加のためにモスクワとサンクトペテルブルクを訪問した。今回のサンクトペテルブルクでの滞在は一泊二日と短期間であったが、筆者にはとくに思い入れの深いものがあった。というのは、「南條・ケルン本」が一九〇八年一二年に四分冊で出版されたのがこの地であつたからである。「合成」といえば、メリイ・シェリリーのゴシック小説『ブランケンシュタイン』の「モンスター」も、複数の人体の良さそうなパートばかりをつなぎ合わせた「合成人間」である。この小説は、フランケンシュタイン博士が「合成人間」を追つてサンクトペテルブルクから北極に旅立つところから始まる。筆者も、ネヴァ川を眺めながら、可能な限り「合成テキスト」を追いかけてみようと、心を新たにした次第である。

(こつき はるあき/東洋哲学研究所委嘱研究员)

近年、感染症が国際的にも大きな問題となつてゐる。SARSによつて八百人以上の方が命を失つたことは記憶に新しいところだが、最近はさらにも鳥インフルエンザによる死亡例が報告され、大きな脅威となつてゐる。またWHO(世界保健機関)によると、HIV感染者数は世界で四千万人に達すると見られており、昨年一年間で約三百万人が死亡したと推計されている。

私達の体には「免疫」という細菌やウイルスを撃退するためのシステムが備わつてゐるが、それにもかかわらず私達の体から例えはHIVを完全に排除することは非常に難しい。これはどうしてなのだろうか。実はHIVは非常に「間違い」を起こしやすいウイルスである。つまり複製時に「間違い」をしてしまい、自分のコピーを作つたつもりが少しずつ元の自分とは異なるウイルスを作り出してしまふのだ。このことは「完全な複製」には「失敗」したことを意味するが、一方でこれによつてウイルスは免疫の攻撃をかわして人間の体内に存在し続けることができる。ウイルスの側か

山本典生

ら見れば複製における「間違い」こそがウイルスの「進化」を生み出す源となつてゐるのである。

次元は異なるが、研究の世界でも同じことが言えるように思う。間違いや失敗が新たな発見や発明につながつたという話は枚挙に暇がない。最近ではノーベル賞を受賞した田中耕一さんの例がある。失敗したサンプルで実験を行つたところ、今までになかつた非常によい結果が得られ、これが最終的にノーベル賞につながつたのだ。

日々の生活においても、私達は様々な間違いや失敗をしてしまうものであるが、そこには新しい何かが生まれる可能性が秘められていると思う。それを見逃さずに日々を生きていくことができたら、どんなに実り多い人生となることであろうか。私達は時に間違いや失敗を恐れて何の行動も起せなくなる場合があるが、勇気を持って行動し続けるべきであろう。「間違い」こそが「進化」を生み出す鍵なのだから。

(やまと のりお/
東京医科歯科大学ウイルス制御学
助手)